

## 平成 31 年度以降の就学支援金の申請・届出について

### ◆ 個人番号（マイナンバー）制度を導入します。

平成 31 年度以降の就学支援金の申請・届出については、原則として、**保護者（親権者）全員の個人番号（マイナンバー）**がわかる書類を提出していただき、県教育委員会が個人番号（マイナンバー）を使って所得割額の確認を行い、対象であるかどうかを審査します。

### ◆ 個人番号（マイナンバー）の利用目的は？

- ◇ 都道府県民税及び市町村民税の所得割の額を確認するために利用します。

### ◆ 個人番号（マイナンバー）を提出するメリットは？

- ◇ 課税証明書等の用意が不要になります！

市役所などから課税証明書等を取得する手間がなくなります。

- ◇ 毎年 6 月に課税証明書等を提出する必要がなくなります！

<個人番号(マイナンバー)がわかる書類を提出し、

**就学支援金の対象となった方(支給決定された方)>**

ご家庭の事情が変わらない限り、毎年 6 月の手続きが不要になります。

<個人番号(マイナンバー)がわかる書類を提出したが、

**就学支援金の対象とならなかった方(支給決定されなかった方)>**

毎年 6 月の手続きが必要になりますが、ご家庭の事情が変わらない限り、申請書の提出のみで、課税証明書等の提出が不要になります。

### ◆ 個人番号（マイナンバー）以外の書類で申請したい方

- ◇ これまでどおり、課税証明書等で申請することができます。

この場合、毎年 6 月に申請・届出書と課税証明書等の提出をしていただく必要があります。

**裏面もご覧ください。**

## ◆ 個人番号（マイナンバー）がわかる書類とは？

保護者（親権者）全員について、次のいずれかをご準備ください。

なお、書類の提出等詳細については、平成 31 年 4 月中旬頃に別途お知らせします。

- ① 個人番号カードのコピー
  - ② 個人番号通知カードのコピー
  - ③ 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し
  - ④ 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー
- ※ ②～④の書類の場合は、保護者（親権者）の本人確認のため、顔写真付き身分証明書等が必要になります。
- ※ ③～④の書類の場合は、保護者（親権者）以外の方の個人番号（マイナンバー）の記載がないものをご提出ください。

## ◆ （参考）就学支援金とは？

### ◇ 就学支援金制度とは？

申請の手続きを行うことで、就学支援金を受給することができます。学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

### ◇ 対象となる世帯は？

- 保護者（親権者）全員の「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合算額が 50 万 7,000 円未満（目安：年収約 910 万円未満）の世帯の方
- 生活保護を受給している世帯の方

**申請する必要が  
あります！**

**全国の約 80%の  
高校生が対象に  
なっています！**

**就学支援金は、  
返済不要です！**

**ひとり親世帯に  
限った制度では  
ありません！**

詳しい手続きについては、平成 31 年 4 月中旬頃に、  
生徒に配付してお知らせします。